

四万十市歯と口の健康づくり基本計画

(平成 27 年度～31 年度)

中間評価報告書

平成 30 年 3 月

四万十市

「歯と口の健康づくり基本計画」中間評価について

本市では、ライフサイクルに応じた歯と口の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定め、施策を総合的かつ効果的に推進し、市民の健康意識の向上を図るとともに、健康の保持・増進を目的として、平成 25 年 3 月に「四万十市歯と口の健康づくり推進条例」を制定しました。本条例に基づき、平成 27～31 年度の 5 年間を計画期間とする「四万十市歯と口の健康づくり基本計画」を策定しました。

計画に掲げたライフステージごとの目標について、期間前半の活動を振り返り、中間年度（平成 29 年度）における現状と課題を明確にし、取り組みや達成度について 4 段階での評価を行いました。また、今後の取り組み内容と方向性を検討し、目標値の修正を行いました。

中間評価の結果は、本計画の大きな目標である「歯と口の自己管理（セルフケア能力）の向上」「関係機関の連携及び支援体制の充実」を目指し、今後の計画の推進に活かすこととします。

目次

I 各期における現状と評価

- 1 妊娠期・胎児期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 乳幼児期（0～5歳）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 学齢期（6～17歳）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 成人期～壮・中年期（18～64歳）・・・・・・・・ 7
- 5 高齢期（65歳以上）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

II 四万十市歯と口の健康づくり基本計画 中間評価シート・・・・・・・・ 10

III 四万十市歯と口の健康づくり推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

IV 四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会設置要綱・・・・・・・・ 21

V 四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会構成員名簿・・・・・・・・ 22

I 各期における現状と評価

1 妊娠期・胎児期

(1) 現状

妊婦歯科健診事業が開始（H28.8～県の事業）になったこともあり、目標値の20%を達成し、妊娠期からの意識付けとして一定の効果はでている。

妊婦の喫煙率は減少傾向にあるが、受動喫煙の割合については実態把握ができていない。

妊娠中における歯科健診受診割合

	H27 年度	H28 年度
四万十市	10.4%	23.9%
高知県		15.6%

子どもが居る部屋で喫煙する世帯割合（参考）

	四万十市	幡多平均
H27	25.1%	25.1%
H29	35.5%	20.4%

(2) 課題

① 受動喫煙の実態把握が必要。

(3) 今後の取組みと方向性

① 妊婦歯科健診を継続して推進していく。

② 妊娠期における受動喫煙の実態把握を行う。

③ 妊娠届出時に、タバコの害（歯周病の悪化、早産・低体重児出産）や受動喫煙の害についてアドバイスする。

④ 過熱式タバコの有害物質がゼロではないため、受動喫煙の影響があることの情報伝える。

(4) 目標値

評価項目	H28 年度現状値	H31 年度目標値
妊娠中における歯科健診の受診割合	23.9%	20%→35%

H30 年度目標値は 30%

2 乳幼児期 (0～5 歳)

(1) 現状

■ 一人平均むし歯数 (全体)

	H27 年度	H28 年度	
	四万十市	四万十市	高知県
1 歳 9 か月児健診	0.05 本	0.05 本	
3 歳児健診	1.51 本	1.13 本	0.55 本

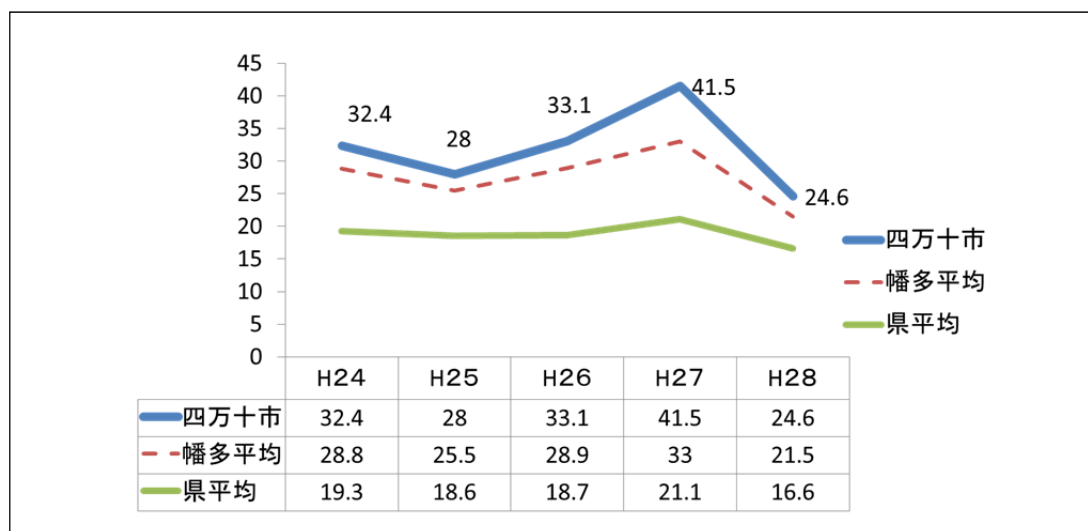
■ 一人平均むし歯数 (有病者)

	H27 年度	H28 年度
1 歳 9 か月児健診	1.83 本	5.50 本
3 歳児健診	3.64 本	4.58 本

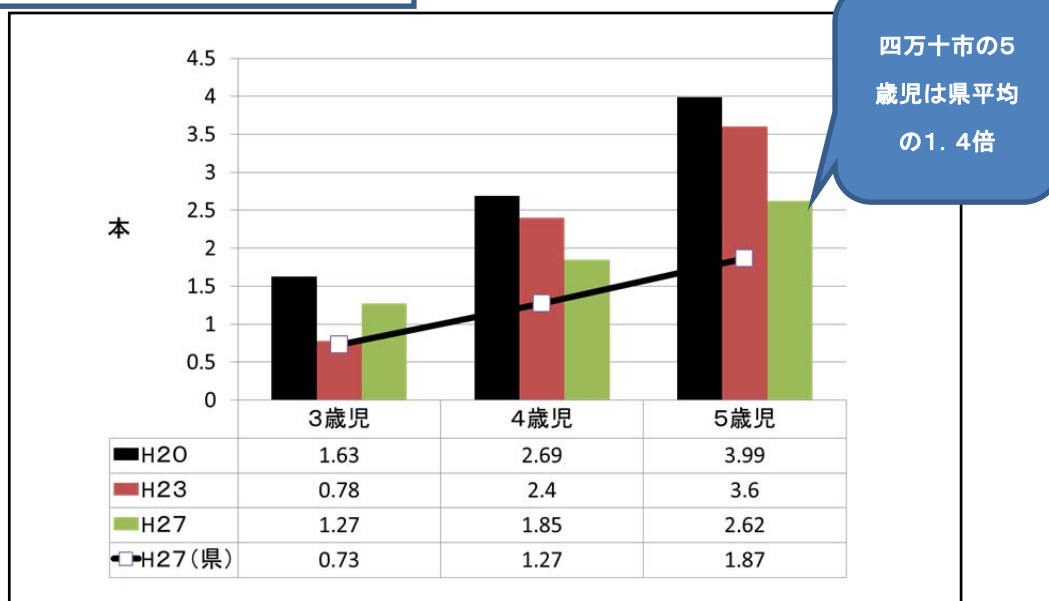
■ フッ素洗口 保育園、幼稚園実施率 (H29.3 末)

	高知県平均	幡多平均	四万十市
	55.7%	70.5%	33.3%

3歳児健診むし歯有病者率の推移



園児の一人平均むし歯数



高知県保育所・幼稚園等歯科保健調査より

- ① 3歳児健診において、むし歯の有病者率は減少しているものの、一人当たりのむし歯数の増加が見られることから、数多くむし歯のある子どもとむし歯がない子どもの二極化が進んでいる。
- ② 保育所でのフッ素洗口の実施数は増加しており、実施に伴い保護者へのフッ化物の効果的な活用についても説明会などを通して周知している。

(2) 課題

- ① 特に3歳児において、一人平均むし歯数が増加していることから3歳までの生活習慣に課題があると考えられる。
- ② おやつ時間は、80%の家庭が決まっているが、共働き世帯が多いため、保育所以外、又は休日での食生活の状況把握が必要。

(3) 今後の取り組みと方向性

- ① 3歳までは食生活など生活習慣が影響するので保健指導を継続して行う。
- ② 保育所での歯科健診後のフォロー体制を検討する。
- ③ 保育所でのフッ素洗口実施を推進していく。
- ④ 小児科へかかりつけ医を持つ必要性と、フッ素についての冊子やポスターの掲示等の協力依頼をすすめる。

(4) 目標値

評価項目	H26 年度現状値	H31 年度目標値
おやつを決めている家庭の割合	70%	90%
3 歳児の一人平均むし歯数 (全体)	1.39 本	1.0 本以下
保育所でのフッ素洗口の実施割合	0%	40%→100%

3 学齢期 (6~17 歳)

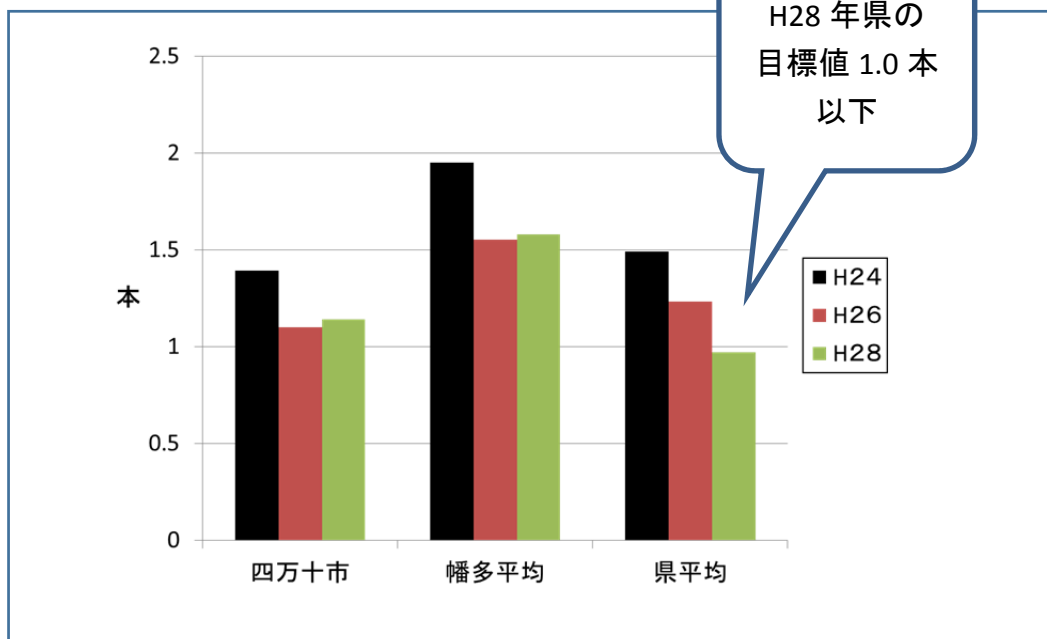
(1) 現状

昼食後のはみがき指導は、小学校では全校で実施している。中学校では、各校の判断で取り組みを行っている。

■ フッ素洗口 小学校実施率 (H29.3 末)

高知県	幡多平均	四万十市
53.3%	50.0%	7.1%

12歳児(中1)一人平均むし歯数



高知県学校歯科保健調査

永久歯処置完了者率(H28)

	四万十市	高知県
小学生	43.8%	28.4%
中学生	32.5%	23.7%

H28 高知県学校歯科保健調査

処置完了者率＝永久歯処置完了者数 / 受信者数

(2) 課題

- ① 歯科医の現場では、保護者の意識は高くなったと感じており、むし歯も少なくなっているが、依然として国や県と比べると一人平均むし歯数は多い。
- ② 小学校のフッ素洗口の実施がすすんでいない。

(3) 今後の取り組みと方向性

- ① 学校と行政が連携して取り組みを推進していく。
- ② 養護教諭部会と連携し、食育の中で「よくかんで食べる」を取り入れる。

(4) 目標値

評価項目	H26 年度現状値	H31 年度目標値
「1日3回歯磨きしている」割合 (健康増進計画アンケートより)	59.7% (小学5年生) 46.9% (中学2年生)	70.0% (小学5年生) 60.0% (中学2年生)
12歳児(中学1年生)の一人平均むし歯数	1.37本 *1	1.0本以下 *2
12歳児(中学1年生)歯肉の状態が「要観察」または「要精検」である人の割合(学校歯科保健調査より)	30.0%(中学1年生) *1	10% *2
小学校でのフッ素洗口の実施割合	0%	40% *2

*1 H24 年度数値

*2 H30 年度数値

4 成人期～壮・中年期（18～64歳）

（1）現状

- ① 健康福祉委員会で保健師による口腔の講話、かみかみ体操等の実施を行っているが、講話においては、平成27年度 9地区33人、平成28年度 5地区15人と参加が少ない。
- ② むし歯や歯周病予防について、広報での周知を平成27年度7回、平成28年度4回実施している。
- ③ 歯科医院において受診時に定期健診の必要性の説明や受診勧奨ハガキ送付などにて定期健診の啓発を行っている。
- ④ 平成25年度から歯科口腔検診事業（30歳、40歳、50歳、60歳、70歳対象）を実施し、定期健診の啓発を行なっているが、受診率が低くなっている。

■ 歯科口腔検診受診率（30～60歳まで）

H27年度：7.9%（133/1,665名）

H28年度：5.2%（81/1,558名）

（2）課題

- ① 歯科口腔検診事業は受診状況が未把握のため、未受診者の中にその実数がどの程度いるかは不明である。歯科の定期健診の受診状況の把握が必要。
- ② この年代への歯科保健の啓発方法についての検討が必要。

（3）今後の取り組み内容と方向性

- ① むし歯や歯周病予防、定期健診の必要性について、歯科医師からの啓発、推進。
- ② 広報等で「歯と口の健康づくり」に関する記事を掲載し、広く周知する。
- ③ 歯科口腔検診事業対象者において、定期健診受診状況の把握。

(4) 目標値

評価項目	H26 年度現状値	H31 年度目標値
歯科口腔検診事業受診率	6.09% *1	15% *2
歯間清掃用具の使用率 (健康増進計画アンケートより)	21.9%	50%
定期健診を受けている人の割合 (健康増進計画アンケートより)	15.0%	40%

*1 H25 年度数値

*2 H30 年度数値

5 高齢期 (65 歳以上)

(1) 現状

① 健康福祉委員会で保健師による口腔の講話を平成 27 年度 19 地区 335 名、平成 28 年度 14 地区 257 人に実施した。かみかみ体操等は平成 27 年度 13 地区 197 人の実施を行っている。

② 平成 29 年 5 月から幡多地域の通院できない人や、口の中のことで困っている人を訪問して、歯科へつなげる相談窓口として、幡多地域在宅歯科連携室が開設された。

■ 歯科口腔検診事業受診率 (70 歳のみ)

H27 年度 : 7.9% (35/355 名)

H28 年度 : 5.1% (30/593 名)

■ 定期的に歯科受診をしている人の割合

H27 年度 : 33.4%

H28 年度 : 33.4%

■ 口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防すると知っている人の割合

H26 年度 : 52.7%

H29 年度 : 52.1%

(2) 課題

① 保健師による地区での講話などの取り組みを行っているが、評価項目 (P.9) の数値に変化がない。

② 口腔ケアの意識は、家族、ケアマネージャーとも高くなっているが、それを実行できるしくみづくりが必要。

③ DVDがないとできないという声がある。

(3) 今後の取り組み内容と方向性

① 健康福祉委員会等で保健師により口の中の清潔や機能を保つための普及啓発を継続して実施していく。

② 広報など口腔ケアの必要性の周知を継続して行う。

③ 幡多地域在宅歯科連携室の役割の周知と、連携室と連携した食支援の仕組みづくり。

④ 地域や家庭において「あいうべ体操」等の簡単にできる口腔体操の普及。

(4) 目標値

評価項目	H26 年度現状値	H31 年度目標値
歯と口の手入れが誤嚥性肺炎の予防につながることを知っている人の割合 (日常生活圏域ニーズ調査より)	57.3%	70%
定期的に歯科受診をしている人の割合 (日常生活圏域ニーズ調査より)	30.3%	※ —
定期健診を受けている人の割合 (日常生活圏域ニーズ調査より)	データなし	50%
60 歳代で自分の歯を 20 本以上有する人の割合 (健康増進計画アンケートより)	52.7%	70%

※ 定期健診の啓発が目標のため、今後、評価は、定期健診を受けている人の割合という表現で行う。

Ⅲ 四万十市歯と口の健康づくり推進条例

平成25年3月19日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、四万十市における歯と口の健康づくり（以下「歯と口の健康づくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者、事業者等の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、介護予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、保健、医療、福祉、教育その他の関係施策との相互の連携を図りすべての市民が生涯を通じて自ら取り組むこととともに、適切な歯と口の保健医療福祉サービスを受けることができる環境づくりを推進することを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育関係者、保健医療福祉関係者（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市内の事業所で雇用する従業員に対して歯科健康診査等の歯と口の健康づくりの取り組みの推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、生涯にわたり自らの歯と口の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第9条 市は、生涯にわたる市民の歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 歯と口の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査に関すること。
- (3) 正しい口腔ケアによる歯周病等の予防対策、フッ化物応用等むし歯予防対策、口腔機能の維持及び向上等生涯にわたる歯と口の健康づくりに関すること。
- (4) 食育及び生活習慣病対策において必要な歯と口の健康づくりに関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする者等に対する適切な歯と口の健康づくりに関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第10条 市は、市民の歯と口の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

IV 四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 四万十市歯と口の健康づくり推進条例（平成25年四万十市条例第34号。以下条例という。）第8条の規定に基づき、歯と口の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するために、四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、計画の策定並びに進捗状況に関し、条例の規定によるそれぞれの責務を果たすために評価や提案を行うものとする。

(構成員)

第3条 懇話会は、次に掲げるもののうち、市長が依頼する10人以内の者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 四万十市歯科医師会から選出された者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 市長は、前項の構成員として市民又は国県の関係機関に属する者から適当と思われる候補者を選出する場合については、当該候補者として懇話会の構成員として参加することについて文書を持って依頼をしたうえで、その者から同意書を徴収することにより選定するものとする。この場合において、当該者が会の出務をする際に勤務等の都合により任命権者の了承が必要な場合においては、当該任命権者に対しても同様の手続きにより同意を求めるものとする。

3 市長は、市職員を構成員とする場合は、当該者に対して選定について通知することにより行うものとする。

(構成員の存続期間)

第4条 懇話会の構成員の存続期間は、2年以内で市長が別に定めるものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、構成員の互選により定める。

3 懇話会の会議は、座長が進行する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(出務に係る謝礼金等)

第6条 懇話会の構成員は、市の非常勤特別職員の職を有さず、市長の依頼に基づく協力者として取り扱い、会議への出務に係る謝礼金等は支出しないものとする。

(関係者の出席等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、歯と口の健康づくり基本計画の事務を所掌する課において行うものとする。

附 則

この告示は、平成26年2月27日から施行する。

V 四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会構成員名簿

	区分	所属	氏名	備考
1	四万十市歯科医師会	朝日歯科	朝日 保州	歯科医師
2	四万十市歯科医師会	にいや歯科医院	新谷 泰司	歯科医師
3	歯科関係者	幡多地域在宅歯科連携室	島村 孝	歯科衛生士
4	高齢期	居宅介護支援事業所えびす	宮崎 幸恵	介護支援専門員
5	学齢期	四万十市小中学校養護部会	福永 志津	下田小学校
6	幼児期	四万十市保育所長会	豊永 文	大用保育所
7	幼児期	四万十市福祉事務所	尾崎 愛	管理栄養士
8	保健医療関係者	幡多福祉保健所	中越 孝子	歯科衛生士
計			8名	
1	事務局	保健介護課	山崎 豊子	課長
2	事務局	保健介護課	中田 智子	課長補佐
3	事務局	保健介護課地域保健係	竹本 美佳	係長
4	事務局	保健介護課地域保健係	今井 知桜	事務 (歯科保健担当)
5	事務局	保健介護課地域保健係	金子 江梨亜	保健師 (歯科保健担当)
6	事務局	保健介護課地域保健係	弘瀬 瑞菜	保健師 (歯科保健担当)
7	事務局	保健課保健係	柴 秀樹	係長
8	事務局	保健課保健係	岡崎 亜美	保健師 (歯科保健担当)
計			8名	